## 山形市有屋内体育施設の一部利用制限等について

緊急事態宣言発出後も、新規感染者が引き続き発生していることから、施設利用に係る 感染拡大防止を図るため、これまでの対策に加え、下記のとおり市有施設(屋内運動施設) の一部利用制限を実施しますのでお知らせします。

## 1 一部利用制限する施設

施設の名称		期間	制限の内容
山形市総合スポーツセンター ※			
	第二体育館、武道場、弓道場、 きらやかスタジアム屋内練習場 (第一体育館は工事のため閉館中)	4/2~11	・期間中の利用に係る新規受付を停止 (3/31 までに予約済みの場合は使用可)
	屋内プール	4/2~11	・期間中の利用に係る新規受付を停止 (3/31 までに予約済みの場合は使用可) ・期間中の個人利用を停止
	トレーニングルーム	4/2~11	・期間中の個人利用を停止
市内体育館等 ※			
	福祉・南部・江南・沼の辺体育館、 弓道場	4/2~11	・期間中の利用に係る新規受付を停止 (3/31 までに予約済みの場合は使用可)

## ※ 従来からの対策を継続するもの

- ・屋内プール、トレーニングルーム以外の個人利用の停止
- ・ 更衣室等の利用不可、施設利用時の名簿記入、飲食等の禁止
- ・各競技団体等が策定する感染防止対策に関する指針等の遵守

## 2 その他

・緊急事態宣言期間が延長されるなどした場合には、制限期間を変更する場合があります。

指定管理者:(公財)山形市スポーツ協会